

清和町自治会会則

(目的)

第1条 本会は、会員の親睦と相互扶助により、地域社会の発展と住民福祉増進を目的とする。

(名称)

第2条 本会は、清和町自治会と称す。

(事務所)

第3条 本会の事務所は、自治会館内に置く。
所在地 大津市清和町 21 番 6 号

(会員の構成)

第4条 本会の会員は、大津市清和町内に居住する世帯員をもって構成する。
なお、町内に事業所等を有するものは、準会員とする。

(事業)

第5条 本会は、第1条に定める目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 親睦事業に関する事。
- (2) 支援・環境整備に関する事。
- (3) 教育・文化・保健衛生・交通安全に関する事。
- (4) 自治会加入の奨励に関する事。
- (5) 他団体との協力に関する事。
- (6) 地方自治運営の協力に関する事。
- (7) 自治会館の管理、運営に関する事。
- (8) その他本会の目的達成に必要な事。

(役員)

第6条 本会に次の役員及び会計監査を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 3名
- (3) 1名
- (4) 組数名 (当該年度)
- (5) 会計監査 2名

(役員を選出)

第7条 (1) 会長・副会長・会計は次項により選出された当該年度の組長の互選により選出することを原則とし、また前年度からの再任をも含め、総会において承認する。

(2) 組長は、各組から1名選出することとする。

(3) 組長の互選により会長・副会長・会計に選任された場合、当該組から新たに組長の補充をおこなう。

④) 役員及び会計監査等に欠員が生じた場合、役員会において補欠を選出する
ことができる。

6) 組長の推薦又は互選により会長・副会長・会計に選出された場合は、前2項の組長選出にあたって既に就任したものとみなす。

(6) 役員選出に当たっては、年齢等の理由により辞退できることを細則で定める。

(顧問の選出)

第8条 (1) 本会に、顧問を置くことができる。

(2) 顧問は、一般会員の中から必要に応じて役員会の承認を得て会長が委嘱する。

(会計監査の選出)

第9条 会計監査は、前年度役員の中より選出し、総会において承認する。

(委員等)

第10条 第5条に規定する事業を遂行するため、次の委員を置くこととし、組長が兼任する。

- (1) 人権・生涯学習推進委員
- (2) 体育委員
- (3) 広報委員
- (4) 支援・環境整備推進委員
- (5) 防火・防災委員
- (6) 少年補導委員
- (7) 交通安全推進委員
- (8) 選挙推進委員
- (9) 体育協会理事
- (10) 社会福祉協議会評議委員
- (11) 青少年育成学区民会議常任委員
- (12) 学区自治連合会評議委員 (前年度自治会長)
- (13) 地域安全連絡所代表者 (自治会長)
- (14) 地域安全委員

(役員等の任期)

第11条 役員及び会計監査の任期は1年を原則とし、毎年4月1日から翌年3月末日まで
とする。なお、会長・副会長・会計・顧問は3年間を限度に再任を防げない。

(役員の仕事)

第12条 役員等、本会の運営にあたり、それぞれの会務を処理する。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があった場合は副会長が代行する。
- (3) 会計は、本会の会計事務を処理する。
- (4) 組長は組を代表し、統括すると共に第10条に規定する委員等の仕事を処理し、本会の運営にあたる。

- (5) 顧問は、必要に応じて役員会に助言する。
- (6) 会計監査は、本会の会計を監査する。

(機 関)

第13条 本会は次の機関を置く。

(1) 総会

(イ) 総会は本会の最高議決機関であり、各世帯1名をもって構成する。

(ロ) 年1回4月に開催し、前年度の活動報告、決算報告などの承認、当該年度の役員、予算案などを承認する。なお、4月に開催する代わりに、前月の3月に開催

することもできる。ただし、会員の3分の1以上の要求があった場合、又は会長が必要

と認めた場合は、臨時総会を開催することができる。

(ハ) 総会を開催する時は、まえもって総会の目的・事項を全会員に通知しなければなら

い。

(ニ) 総会は会員の過半数（委任状も含む）の出席をもって成立する。

(ホ) 議決は出席者の過半数で決し、可否同数の場合は、議長がこれを決める。

(ヘ) 総会の議長は、会員があたる。

(ト) 総会の議決承認を要する事項

- ① 自治会則、自治会館運営規約、自治会基金規約の制定及び改廃
- ② 役員を選任又は解任
- ③ 前年度活動報告及び次年度の活動計画
- ④ 前年度会計報告及び会計監査報告
- ⑤ 次年度会計予算
- ⑥ その他役員会が承認を必要と認める事項

(2) 役員会

(イ) 役員会は本会の執行機関であり、会長・副会長・会計・組長で構成する。ただし、顧問は、必要に応じて役員会に出席することができる。

(ロ) 役員会は必要に応じて開催し、会長がこれを招集する。

(ハ) 役員会は過半数の出席で成立し、議事は出席者の過半数で決し、可否同数の場合は、会長が決める。

(ニ) 役員会の議事録は全戸回覧する。

(3) 所属団体

(イ) 「清和町サロン和」を置く。 同団体の会則等のルールに準ずる。

(会 計)

第14条 本会の会計は、一般会計と特別会計とする。

(1) 一般会計は、会費、市助成金、寄付金、その他の収入をもって運営する。

(2) 特別会計は、清和町自治会基金規約により運営する。

(会 費)

第15条 本会の会費は、1世帯につき1ヶ月500円とする。ただし、必要あるときは臨時会費を徴収することができる。また、役員会の議決を経て、会費を減額もしくは徴収し

ない場合がある。

(会計年度)

第16条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる。

(会計報告)

第17条 会計は、毎年度末において決算書を作成し、会計監査を経て総会に報告し承認を得なければならない。

(細則及び規定の制定)

第18条 (1) 役員会は、会則を円滑に運用するため、これに関する細則及び規定を

制定することができる。

か (2) 前項の細則及び規定を制定(改廃を含む)した時は、会長は、速やかに、これを全員に通知しなければならない。

付則 この会則は、昭和63年9月14日組長会において初版成立し、同年10月1日より施行する。

付則 この会則は、平成3年4月7日総会において承認され、同日より施行する。

付則 この会則は、平成4年4月12日総会において承認され、同日より施行する。

付則 この会則は、平成5年4月4日総会において承認され、同日より施行する。

付則 この会則は、平成6年3月27日総会において承認され、同日より施行する。

付則 この会則は、平成7年4月2日総会において承認され、同日より施行する。

付則 この会則は、平成9年3月30日総会において承認され、同日より施行する。

付則 この会則は、平成10年3月29日総会において承認され、同日より施行する。

付則 この会則は、平成11年3月28日総会において承認され、同日より施行する。

付則 この会則は、平成12年3月12日総会において承認され、平成13年度役員選出時より施行する。

付則 この会則は、平成26年3月30日総会において承認され、同日より施行する。

付則 この会則は、平成29年3月26日総会において承認され、同日より施行する。

付則 この会則は、令和4年3月27日総会において承認され、令和5年4月1日より施行する。

付則 この会則は、令和6年3月24日総会において承認され、令和6年4月1日より施行する。